

第187号
令和7年1月発行

いばらき
農業委員会だより



謹んで新年のお慶びを申し上げます。
皆様には、ご家族お揃いでお健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。
旧年中は、本市農業委員会の諸活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、昨年は、食料・農業・農村基本法改正法が成立し、施行されました。本改正法は、食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受け制定されたもので、食料安全保障を基本理念の柱として位置づけ、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」を掲げ、それぞれ関連する基本的施策を定めております。
併せて、食料安全保障の確保や生産性の向上などへの対応を具体化した関連3法として、食料供給困難事態対策法、農地関連法改正法、スマート農業技術活用促進法が成立しました。
現在、国において、食料自給率、食料安全保障の確保に関する目標などを定める次期食料・農業・農村基本計画の策定が進められております。
また、全国的に農業従事者の高齢化が進んでおり、地域農業の継続が懸念される中、本年3月末までに地域計画策定が法定化されたことから、市では10年後の地域農業の姿を描いた計画策定に向け、集落毎に地域ミートイングを開催し協議が行われており、現在、期限内の策定に向けて農業者の皆様には努力していただいているところであります。
しかし、担い手の確保や農地の集積について定めていくには時間的な制約があり難しいところではありますが、これを契機に今後も話し合いを継続し、地域に即した計画にしていけることが重要であると考えております。
農業委員会といたしましては、農地利用の最適化の実現に向け、それぞれの地区ごとに農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し取り組んでまいりますので、本年も本市農業委員会の活動にご理解、ご協力をお願いいたします。
最後になりましたが、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りし、新年のごあいさついたします。

茨木市農業委員会
会長 小濱 邦臣

新年のいあひわつ

第48回 茨木市農業祭 新鮮野菜求め賑わう!

第48回農業祭が、令和6年11月23日(祝)、24日(日)の2日間、中央公園グラウンドで開催されました。
会場には、農業者の皆さんが丹精込めて育てた新鮮で安全安心な農産物を買求める家族連れなど約6万人が訪れました。
また、農林産物品評会には、野菜、果実、花き等539点の出品があり、特賞18点、優秀賞10点、努力賞5点が入賞しました。なお、特賞に入賞されました方々は、下表のとおりです。



農林産物品評会特賞入賞者一覧 (敬称略)	
茨木市長賞	田 所 敏 幸
茨木市議会議長賞	安 田 英 子
大阪府知事賞	塩 田 通 弘
茨木市農業委員会会長賞	上 辻 啓 治
茨木市農業協同組合長賞	稲 葉 豊
茨木市農業振興団体連合会会長賞	大 上 真 一
茨木市農協実行組合長会連絡協議会会長賞	安 田 義 美
茨木市林業推進協議会会長賞	南 俊 和
大阪府農業会議会長賞	増 田 信 雄
三島地区農業委員会連合会会長賞	池 田 洋 一
大阪府農業協同組合中央会会長賞	早 川 訓 男
全国農業協同組合連合会大阪府本部長賞	岡 入 種 雄
大阪府信用農業協同組合連合会会長賞	岸 本 豊
全国共済農業協同組合連合会大阪府本部長賞	中 塚 修
大阪エコ農産物「いばらき育ち」賞	下 村 五壽男
大阪府森林組合長賞	角 野 力
大阪府農業共済組合組合長理事賞	池 上 克 二
大阪府花き園芸連合会会長賞	主馬野 芳 隆

2025 年農林業センサス調査にご協力を

令和7年2月1日を期日として、2025年農林業センサスを実施します。

すべての農家等が対象

この調査は、農林水産省が主体となって実施するもので、日本の農林業について農林産物の生産状況や、就業者の人数や年齢構成などの実態を明らかにすることを目的に、すべての農家等を対象に実施します。

調査員が訪問し対象の方に調査票を配布

令和7年1月中旬から、調査員が農林業関係者を訪問し、聞き取り調査を行い、調査対象となる方には調査票を配布し、農林業の経営状況等の記入をお願いします。
なお、調査員は、大阪府知事から任命を受け、訪問時には調査員証を携帯しています。

調査結果は農林業施策に役立てられます

この調査でいただいた回答は、統計以外の目的には使用されませんので安心してご記入ください。
調査結果は、今後の農林業施策の立案に役立てられますので、ご協力をお願いします。





令和6年度大阪府農業委員会大会が、10月24日、大阪国際交流センターにおいて開催され、茨木市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を含む多くの府内農業委員会委員等が参加しました。

農業会議設立70周年記念大阪府農業委員会大会 地域の農地を活かし、持続可能な 大阪農業を創る運動の強化

大会では、大阪府農業会議の中谷会長が、農業会議設立以来70年にわたって、活動目標を「土地と人」対策に置いて、相続税納税猶予制度や農業者年金制度の創設などの農政活動を展開してきたこと、将来の地域農業を担う人材の確保という課題を受け、担い手の育成に一層力を入れていくこと、優良農地での開発増加を受け、農業理解醸成への取組を呼びかけるとともに、関係機関・団体との連携を密にしている、大阪農業の活性化と地域の実態に即した施策の実現に向けて取り組む旨、挨拶されました。

続いて、農業委員会委員等永年在任者表彰が行われ、本市からは、大西清一委員、谷山正昭委員、森善隆委員が農業委員会委員の部10年表彰を受賞されました。

その後、「集落座談会等を踏まえた大阪農業の活性化に向けた要請決議」、「食料・農業・農村基本計画の策定に向けた要請決議」、「地域の農

農業委員会が交付する 証明書の一部は有料です

茨木市農業委員会では、サービスを利用する市民と利用していない市民の負担の公平性を考慮し、交付する証明書の一部が有料となっています。

交付手数料が有料のもの (1件につき300円)

- ① 農地の転用許可済み・届出済み証明
- ② 土地現況証明

なお、農地法に基づく許可及び当該事務に関連する目的のための証明については無料です。

有料です



地を活かし、持続可能な大阪農業を創る運動の強化に関する申し合わせ決議」の議案説明があり、いずれの議案も採択されました。

第2部では、大阪農業、大阪府内農業委員会の活動紹介の後、東京農業大学名誉教授の小泉武夫氏が「いのちはぐくむ農と食」農業委員会への期待」をテーマに講演を行いました。

講演会では、農作物を育て、そのまま販売するだけでなく、儲かる農業として展開していくことが大事であり、農作物を様々な製品に加工し販売していくことについて、JA大分において、小麦を育て、小麦粉として売るのはなく、工場を設け、パンに加工して販売したり、また、レストランを運営することで、雇用



講師 小泉武夫氏

令和7年4月から

貸し手と借り手の相対による貸借が廃止されます

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、利用権設定(貸し手と借り手の相対による貸借)手続が廃止され、農地の貸し借りが農地中間管理機構(大阪府みどり公社)を経由した貸借に一本化されました。さらに、この貸借方法を活用できるのは、地域計画が策定された地区となるため、注意が必要です。

農地法に基づく農地の売買や貸借の手続は従来どおりです。

なお、令和7年3月末までは経過措置として、利用権設定の新規及び更新の契約は可能ですが、手続上、利用権設定の受付は令和7年2月中旬までとなります。

また、令和7年4月以降に終期を迎える契約は、設定した期間満了日までは有効となります。

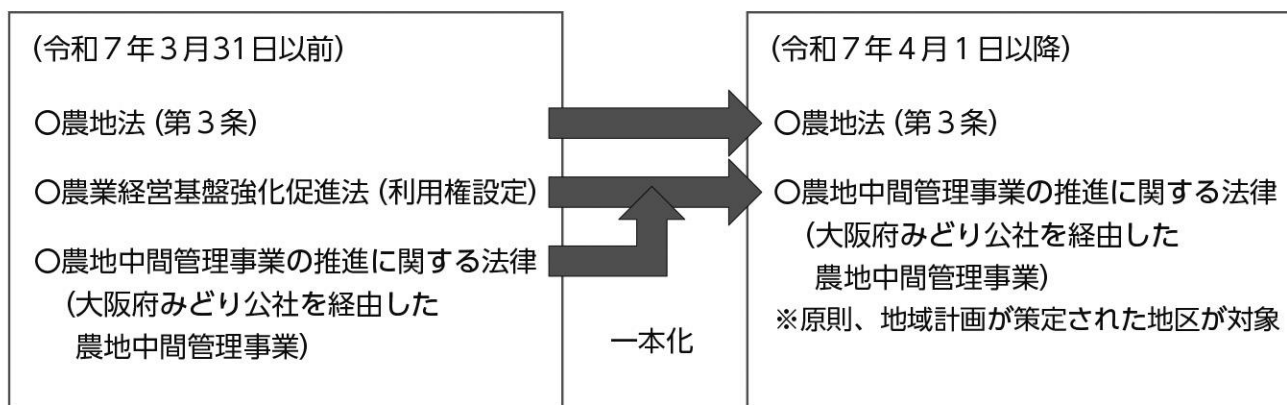
農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、公的機関である農地中間管理機構が、農地を貸したい所有者と、農地を借り受けて規模拡大を考えている担い手農家等の間に入って手続を行います。

対象は、市街化調整区域内(令和7年4月以降は地域計画策定地区)の農地です。なお、地域計画策定後は、地域計画の「担い手一覧」に記載された人に対して機構が貸し付けを行うことになります。

農地の貸借の期間は、原則5年以上となり、貸付期間終了後は、トラブルの心配もなく、確実に農地が戻ります。

＜農地の貸借手続変更のフロー図＞



全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、最新の農業情勢について分かりやすく解説し、農業者の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

購読料 月額700円(送料込)

発行日 毎週金曜日

購読のお申込みは、茨木市農業委員会へ

